

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害福祉サービスに係る支給決定関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、障害福祉サービスに係る支給決定関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害福祉サービスに係る支給決定関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和6年11月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービスに係る支給決定関係事務
②事務の概要	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に基づき、自立支援給付について、自立支援給付支給の申請・決定・異動の管理を行うとともに、それぞれの状態にあわせて通知書の発行や名簿等の確認帳票類の出力を行い、障害福祉サービス(国事業分のみ)における受給者・市町村に関する情報について国保連に提出する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理(障害者総合支援法第20条)</p> <p>②介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定(障害者総合支援法第19条、第21条、第22条、第29条、第30条)</p> <p>③特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理(障害者総合支援法第34条、第35条)</p> <p>④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給(障害者総合支援法第34条、第35条)</p> <p>⑤地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理(障害者総合支援法第51条の6)</p> <p>⑥地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定(障害者総合支援法第51条の5、第51条の7)</p> <p>⑦計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理(障害者総合支援法第51条の17、第51条の18)</p> <p>⑧計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給(障害者総合支援法第51条の13、第51条の16)</p> <p>⑨療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給(障害者総合支援法第70条、第71条)</p> <p>⑩高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理(障害者総合支援法第76条の2)</p> <p>⑪高額障害福祉サービス等給付費の支給(障害者総合支援法第76条の2)</p> <p>⑫障害支援区分の認定(障害者総合支援法第21条)</p> <p>⑬障害支援区分の変更の認定(障害者総合支援法第21条、第24条第4項、第5項)</p> <p>⑭介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理(障害者総合支援法第24条)</p> <p>⑮介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定(障害者総合支援法第19条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条)</p> <p>⑯地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理(障害者総合支援法第51条の9)</p> <p>⑰地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定(障害者総合支援法第51条の7、第51条の9)</p> <p>⑱地域生活支援事業に関する事務(障害者総合支援法第77条、第78条)</p> <p>⑲他の法令による給付との調整(障害者総合支援法第7条)</p>
③システムの名称	自立支援給付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身障更生台帳情報ファイル、知障更生台帳情報ファイル、精神保健手帳情報ファイル、難病情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [      十分に行っている      ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [      十分である      ]
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。このことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求	福祉保健部	福祉部	事後	
令和6年11月8日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	福祉保健部	福祉部	事後	
令和6年11月8日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数	令和3年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 8. 人手を介在 させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行っているため。	事後	
令和6年11月8日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策  対象者からの申請に基づき特定個人情報を入 手するため、目的外の入手が行われることはな い。その上で、事務に必要な情報を入力する ことがないよう、申請書様式において、手続に 必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載し ている。このことから、目的外の入手が行われ るリスクへの対策は「十分である」と考えられ る。	事後	